

議会基本条例推進委員会記録（要旨）

1. 期日 平成 30 年 6 月 18 日(月) 開会 13 時 30 分
閉会 15 時 38 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 議 題 1. ホームページ改革案について
2. 議会基本条例検証について
①会派
②陳情の取扱い等
③議会図書室
④議会費
⑤自由（議員間）討議
⑥政策提言書・決議書・予算決算審査意見の位置付け
⑦委員長報告のあり方
3. シェアにのみや（10 月開催）について
4. 出席者 露木委員長、小笠原副委員長、前田委員、桑原委員、二宮議員、野地委員
渡辺委員、柳川委員、添田議員、二見議長
傍聴議員 根岸議員
事務局 2 名（局長、庶務課長）
傍聴者 0 名

5. 経過

議長あいさつ

1. ホームページ改革案について

委員長 今、ホームページをより見やすくするために改善をしていく作業をしている。以前、皆さんに案を配布している。この委員会が終わったら、推進委員以外の議員に案を配信して、25 日の議会全員協議会で私が話をし、意見があれば、その時に出していただこうと考えている。議題 1 としてこのような報告だが、何か意見はあるか。よろしければ議題 2 に移りたいと思う。
(意見なし)

2. 議会基本条例検証について

①会派

委員長 皆さんに、いろいろ議論をしていただき、次第の順番通り進めていく。一つ目の会派だが、基本条例の 6 条で議員は、会派を結成することができることとし、その後 2 項、3 項と続く。これの逐条解説の中で会派とは、政策を中心とした同一の理念を共有する複数の議員によって結成される集合体というふうにかかれている。これの複数の議員によってというのが問題である。一

方で政務活動費の交付に関する条例がある。第3条に政務活動費とは、二宮町議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という）としており、政務活動費の条例では所属議員1人の場合も含むとされているが、逐条解説では複数の議員によって結成される集合体とされている。この整合性がとれておらず、どのように整合性を取るのか、一人会派を認めるのかということもあり、ご意見を伺いたい。

渡辺

会派についてだが、大磯町・中井町には会派そのものに関する記載は無い。寒川町は基本条例が見つからなかった。所属政党・会派を両方名簿に記載していた。湯河原町は会派の規定はあるが、人数の規定が無い。会派として活動するには、政策的に旗印を出しているところもあるし、議員が変わっても人数が多くても少なくても説明をする必要がある。一つの会派を名乗って、前の人がこう言いましたと引き継いでいく責任があるので、町民の立場からすると会派を1人でも立場を明確した方が分かりやすい。政治的な立場も有権者にとって分かりやすい。議員必携に議員平等の原則がある。2人だと会派が名乗れて、1人だと名乗れないのは、この原則からどうなのかと思う。県議会も一人会派がある。状況を考えて、検討チームの指摘については条例と逐条解説の矛盾とのことで解消するのであれば、逐条解説の方から複数を取ったらすっきりするのかと思う。逐条解説に複数にした経緯について過去の議事録をまだ全部見ておらず、理解していない。

委員長

逐条解説に複数の議員の集合体であると記載した経緯について以前の議員の方記憶にあるか。

添田

条文を作るときに、会派なら複数でなければならないとか、1人でもよいという議論をだいたした。その結果として1人でも良いという決定したことを覚えている。この逐条解説と条文を作るグループが二つに分かれていた。その整合性の無さは、それほど議論せずにそうした可能性が高いのではないかと感じている。覚えてはいないが。

委員長

ホームページを開いて、逐条解説付き条文をクリックすると上のタブのところに（条例）修正案というが出る。この修正案は良くないと思っていて、最終のものが上がっていないということではないか。整合性が取れていないという単純なミスみたいな話であるとちょっと。

添田

単純なミスの可能性もあるが、ホームページの載せた逐条解説が間違っているとも思えない。逐条を載せた条文と載せない条文を二つ作っているので途中のものがのっている可能性はないのでは。

野地

会派は2名以上があるべきだと考えている。会派を調べると複数という言葉しか出ない。渡辺議員が言っていた人数の制限が無いというのが、会派は2人以上だと世の常だと考えた。一人会派はありえないと思っている。政務活動費は別だが、私が気になっていたのは、一般質問の中の本日の予定の中で、二宮は会派が二つあり、それだけが括弧で示されている。それを事務局に聞くとそれは党ではなく、会派だと。そこには党名が入っていない。でき

るのであれば、カッコ内を党名にして、さきほど渡辺議員が言われたように自分たちの主張を伝えるのであれば括弧内に自分の所属する党名を入れてもよいし、もし、一人会派を認めたら、私は二宮を良くする会を1人で作る。ある議員は一色小学校区を良くする会を1人で作るかもしれない。これも会派として結構だが、党と会が入り乱れているところもある。基本、会派は2名以上が所属するというところで進めたほうがよろしいかと思う。

委員長 会派をみると、複数という言葉が出るとおっしゃったが何を見たのか。

野地 会派をパソコンやスマートフォン上で検索した中でのことで、控えていないので分からない。

委員長 会派の共通理解として、議員必携や自治法とか。

庶務課長 議会により解釈が分かれてきたのではないかと思う。先程、曖昧なまま条例の逐条解説が固まったと推測されていたが、例えば三橋議員から二宮議員に申し送りをしたところでは、一人会派というものは無いので、公明党としての会派を届け出る必要はないと引き継ぎをうけたと聞いている。前の基本条例制定特別委員会の方は、一人会派はないと認識していたと思う。確信をもって一人会派を認めていなかったと考えていた。最初の質問に戻るが、自治法の規定は無い。

議長 渡辺議員が県では一人会派が複数だと、議員と会派については第5条がある。人数は書いていない。会派を結成することができるという中に会派は自律的な団体としてと書いてある。自立的な団体として議会活動の一翼を担い議員の活動を支援し、会派の介入を主催するほかと。団体としてと書いてあるので、団体は複数と解釈できるのでは。

前田 先ほど野地議員2名以上とおっしゃったが、会派、政党について3人を例としているが、政党と会派どう違うのか、参議院では、会派は議員内で活動を共にしようとする議員のグループで二人以上の議員で結成することとされている。

添田 自治法、法律にないグレーの部分を決めるのが基本条例である。今の会派についても町独自として1人でもいいよということを決めた。決まりのないことに決まりをつけるのが議会基本条例の基本である。当然、自治法に無いことを決めたことが議会基本条例の本来の目的である。二宮町として自由に独善的に決めたものである。

野地 基本条例は二宮町独自でも当然であり良いが、一般的な用語は、独自に決めてはいけないと思う。先ほどの打合せの中で矛盾したところがあればそこは修正すれば良いだけの話であり、今回議論している会派というのは複数が一般的である。法的なものが無いから二宮町では会派を1人にするのは乱暴ではないか。会派とは何か、党派ではない。所属している党であれば皆さんに知らせる必要があるが、他の議会においても党に所属している人はいるが

会派は別である。それは非常に分かりやすい。たとえば、私が1人で会派を作って二宮町を良くする会を作ったら、果たしてこれは議会で認められるのか疑問である。

添田 そうなるといろんな意味で矛盾が起こってくる。たとえば、この中に共産党が2人いて、改選で1人落ちたとなると、その会派がなくなるのかということ。野地委員がおっしゃったように〇〇する会を1人で作ったと、改選時にその仲間で選挙活動するとか可能ではないか。会派に人数の規制を設けること自体が、議員活動の規制になるのではないか。この町としては一人会派でも良いのではないかというのが私の考え方である。

渡辺 議長から話があったが、今神奈川県議会の名簿を見ると一人会派が、わが町神奈川県ネットワーク運動、神奈川県会、愛甲クラブ、大師会、民主未来神奈川県、横浜緑の会、川崎県民クラブで8つある。1人でも団体とみなす。参議院でもあっても県議会であっても1人を認めている。添田議員からもあったが、自分の考えをもってやるのだという考えならば一人でも会派として名前を前面に出すのはむしろよいことではないかと思う。1人が2人になり3人になるというようなことが活性化につながるのではないかと思う。決定的なのは1つの会派を持つというのは前任者に対しての責任が生まれる。有権者から見た時、会派を通して政策を理解するところが生まれる。1人だと会が名乗れないとなると、有権者から見ると問題である。もし会派の定義が複数でなければならないというのが一般的であるのなら議員必携に取り上げると思うが、全くどこにもそういうものがないのであれば、自分たちで定義をしなければならないという印象をもった。必携にあるかと思っただが無かった。

野地 自分の意見を言うとか自分の所属の方向性に対しての意見は無く、当然だと思ふ。党に入党されている方はそれだから入党しているのも分かる。党というのもそうだが二宮町の議会だより、広報においては出す場面が無い。広報イコール党名にしてもよいのではないかと1つの提案をさせていただいた。二宮町議会としてもろもろあると県の町村議会議長会に今まで相談させていただいた。県の議長会、もしくは全国でもよいが会派についてはどう考えているか、知らないではすまされないので確認したい。一人会派が悪いというわけではない、ただ会派が2人以上の複数と頭の中にあるので明確にしておきたい。

添田 二宮町の議会基本条例なので町村議会議長会の見解はなんら関係ない。会派という考え方が1人の議員という考え方もできるが、議員のもとに一般町民が組みする人たちを含めて会派という解釈もできるはずである。ここの議員が1人だから会派だというような固定概念は捨てたほうが良い。会派は同じ理念を持つ人のものである。それでやったほうが十分柔軟性がもたれるのではないかと思う。ということで最初のところで一人でもいいよと議論したと思う。

小笠原 添田委員にほとんど話していただいているが、現実に1人で旗色を示して

いる方がいた。それを見えなくすることに意味は無く、町民に分かりやすいように旗色を鮮明に出す方がよし、一人会派を認めてきた。改めて逐条と現実に進めてきたものと違うので文章を変えたほうが良いと思う。この条例を作成した時の委員長が今の二見議長で、今更団体は複数だとか言っているのでかえってわかりづらくなっている。

議長 小笠原副議長が言っているのは少し間違った見解で、渡辺委員から一人会派が県議会にあるとのことだった。県議会の基本条例の中には、会派は団体であると書いてあるから少し違うのではないかと申すだけであり、それがいいとか悪いとか申すわけではなく、その解釈として複数でないのかと申すだけである。

野地 添田委員に反対意見である。県、全国の町村議会議長会が関係無いとの発言は問題発言であると思う。議会を進めていく中で、知らないではすまされない。県はこういう見解だけど二宮町は、この見解のもとでやっていくんだということで町民に対して説明がつかない。神奈川県議長の会ではどのように考えているのかということをお聞きしたいのと、それを聞いてから改めて判断したいと思うし、どうぞ二宮町で会派は自由な定義を作ってくださいということであれば何も問題は無い。例えば、会派というものの捉え方が全国的になり、二宮町だけ自由にやってくださいと言って進めてよいのかがあるので確認すべきではないかと思うが。

添田 町村議長会がそのようなことを規則として決められるような組織ではないのではないか。規則はあくまでも自治法である。議会基本条例は自治法にはないものの部分をそれぞれの議会が決めた規則が議会基本条例である。

渡辺 近隣は記載が無い。有権者の目から見た時に、より分かりやすいのは重要であると思う。自分で自分の首を狭める方向にもっていく必要はない。町民の目から見ると、たとえば、野地議員がおっしゃったように二宮町を良くする会を作ろうと何人か集まってやっているほうが積極的に取り組む方が町民に分かりやすいし、議会で行っていることが目に見える。会派に所属している議員にとってはお互いに研鑽する。文言上の矛盾であれば、解消してしまい、会派に対してどの議員も積極的に進めて良いのではないかと思う。

添田 先ほど野地議員がどこかに確認するという件だが、この議会基本条例を作った時に、この条例の法律的な解釈に間違いが無いかを実は確認している。それは一つに、法の整合性があるかどうかの確認をしたうえで作られている。我々だけではなく、弁護士のようなところに確かめた条文である。

委員長 逐条解説をどこかに聞いたのかどうかは別問題で議論が繰り返しになっている。一人会派をすでに世の中でだいぶ聞く中で、イメージ・概念が変わってきていることもある。二宮町は実際一人会派があって、今までの議論を踏まえて整合性をとれば逐条解説を変えれば良いかと思う。ここで意見を出していない方に意見を聞きたいがいかがか。

二宮 結論は申せないが、一般質問で配布されるところに会派の名前があるが、そこに会派を書くということではよろしいか。政党名でなく。それは何か根本的な決まりがあるのか。

庶務課長 特に決まりがあって議事日程に入れているわけではなく、会派はそこに書き、党派は名簿にしか書いていない。

委員長 会派を書いている部分に党を書くことは可能か。

庶務課長 可能であると思う。カッコ書きに党派と書けば。

渡辺 実質的で変わらないところもあるかもしれないが、現状では今、会派の活動が無い状況なので変わらないように思えるが。たとえば葛川をきれいにする、そこに3、4名の議員がいるということになると、その方たちは無所属なのかという問題が出てくる。有権者に分かりやすいのは議会で活動している会派を横断するのがよろしいかと思う。名簿は所属政党、議会での会派を両方書いてあるところがある。

二宮 無所属というのはご本人の意思なので、通したいから無所属の場合もある。それを云々かんぬんいうのはご本人の意思なのでそこまで心配する必要はないのでは。

委員長 渡辺議員が言ったのはそういうことではなくて、会派という名がそこから消えてしまうと、たとえば、葛川をきれいにする党と一緒に頑張ってきた人たちの部分も無所属になってしまい、葛川をきれいにする党が町民から見えなくなってしまう。

二宮 国会ではそこまで細かく会派のことはやっていないが、党名と会派を表紙に両方書いたらどうか。

委員長 そういう単純な問題なのかどうかだが。

議長 基本条例の中の一人会派を認めるのか認めないのかの問題である。そこを皆さんで議論する。今まで一人会派はだめだと、結成して5年ぐらい経ったのでみんなが変えようというのであれば変えるし、その当時も一人会派について議論し、一人会派はだめになった。

野地 一人会派はあってはいいという意見である。条例上、会派は認めると書いてある。逐条解説では、複数と書いてあり、そこが問題である。当時、議論していないからこのような話になった。条例上、会派はできる。逐条まで見て複数ということで認められているのであれば、それは当然で、複数の会派である。二宮は1人でもいいよということに対して、どこにも書いていないのでどうするのかという話である。今、一人会派を認めるかどうかの問題ではなく、そこで話が伝わらなくなったので整理しようということである。一人会派でもいいのだが会派と言った時に私はそれがひっかかる。一人会派で

もいいが、文章上認められていないので表現の仕方を整理するということがある。

委員長 整合性が取れていないことが問題であり、良い状態ではない。実態として一人会派として動いている。もし、それが認められるのであれば、一人会派でやる方もいるかもしれない。みなさんが実態として良しになっているので、このままよいのであれば、逐条解説を変えることになるがいかがか。発言されていない方も合わせてどうか。

前田 逐条解説では複数の議員をもって会派とすると、さきほど和田課長がおっしゃったことだと。三橋議員さんから一人会派は無くなったと。今、小笠原副委員長、添田議員からは一人会派はあってもよいのだということである。前の議員さんが基本条例を作られたとき、議員さんの中でひとつにまとまっていなかったのかという解釈でよろしいか。

委員長 まとまっていなかったのか、勘違いされたままだったのか。今となってはいらっしやらないので分からない。

議長 結論は今の基本条例に書いてある通りである。逐条のとおり。それが結論である。

前田 議長の話だと、現在のところ一人会派は認めていないということになる。現在、町の逐条解説を見ると二宮委員は会派として登録されていない。党について渡辺議員の場合は、共産党という登録で会派は無いと思っていた。ところが今話を聞くと、あってもいいんだということは逐条解説に反している。一人会派はあってもよいが、皆さんの話し合いで改めていけば、一人会派を認めてもよいのではないかと思う。

委員長 前田委員は、一人会派を認めてもよいということによろしいか。はい、他には。柳川議員いかがか。

柳川 考えがまとまらない。

桑原 前は、一人会派は、認められていないと思っていた。今の感じと違うので何とも言えない。私自身、一人会派を作るのは、日本共産党だからできるということであればそれは仕方がないということである。一人会派はありでよろしいかと思う。

委員長 実態と解説は違うが実態としてあるので変えたら良いのではという意見でまとまってきているように思えるが。

二宮 逐条が変われば、私も（会派届を）出せるので変えていただいたらよろしいかと思う。

渡辺 条文上の矛盾は逐条解説の複数を削除したら条例間の矛盾がなくなり、条

例と逐条解説の矛盾もなくなると思う。

委員長 大半の意見として逐条解説を変えて、実態に合わせるふうに意見が出ているように思われる。基本条例の結論として議会全員協議会に。

(「異議あり」との声あり)

野地 逐条解説を実態に合わせるのではなく、今の実態が間違っているわけである。逐条解説とは違うので変えましょう、ここまでは良い。もっとより良い議会にするために逐条解説を変えるのであって、今の実情に条文を合わせるのではない。もっと良い議会にするために自分たちを変えましょうという表現にする。以前作ったものは、「複数」ということで会派が認められているのである。先ほど、いろいろな方に見てもらったとおっしゃっていたが、それは「複数」だから認められたと私は思っている。例えば1人と書いた場合に複数でない会派とすると、ちょっと待てよという人はいないのか。ご相談申し上げているのに。それもおかしいので一人でも会派ということが認識できれば、全く私は構わないし、反対もしない。今がおかしいから条文を変える、その議会はひどい。町民に対して、良い議会でありたいから、条文が間違っていた、あるいは逐条が違っているのでより良い条文に変更しますとしないと私は異議を申し立てる。

委員長 より分かりやすい議会にするために逐条解説を変えるという方向で基本条例は結論を出したいと思う。

②陳情の取扱い等

委員長 陳情の取扱いについて現在委員長を含む6名が議会運営委員会として存在している。つまり、議員の14名のうち、議会運営委員会の委員長を除く3名の賛成で陳情等、議案の取り扱いなどが決まってしまう状況がある。もっと人数を増やすべきではないかと私は考えているがいかがか。議会運営委員会に係わることなので、ここで議論したことは議会運営委員会になげる。取り扱いを決めるには議会運営委員会の人数が少ないということと、大磯町では陳情の取り扱う基準が決まっており、ホームページに掲載している。1、法令違反、違反行為を求めるもの等公の秩序に反するもの。2、個人、団体等の誹謗・中傷し、その名誉を棄損し、又は信用を失墜させる恐れがあるもの。3、訴訟又は行政不服審査などで係争中のもの。4、町職員等に対して、懲戒、分限等の処分を求めるもの5、既に願意が達成されているもの、又は実現の見通しが明らかなもの。6、その他議会の審査になじまないと判断したものという基準がある。基準も作るかどうか議会運営委員会に投げるかどうか。前は会派が複数あって会派から一人ずつ出て、そのような構成で5人、委員長含めて6人であった。現状は委員長を含まない3人で議案の取扱いが決まってしまうのはいかがかということで皆さんの意見を伺いたい。挙手をお願いする。

添田 議会運営委員会、議会推進委員会の持ち場が非常に込み入っている。今ま

で陳情の取扱いについては議会運営委員会で何回も議論してきた。ここでどういふ議論をするのか。人数について議論するのか。

委員長 人数が少ないのではないかとの意見と、たとえば人数が少なくても基準があれば良いのではないかとの議論である。議会基本条例から議会運営委員会に課題として投げかける。

渡辺 陳情の扱いについて基準があつて無いような感じで、その都度ぶれてしまうので問題意識を持つ。大磯の例が出されたが、ある程度の基準を決めたらどうかと思う。

野地 主語を理解していないのでコメントしにくい。陳情の取扱いは議会運営委員会で決め、議員は14人中の委員長を含め6人で、賛否で出せるのは5人である。委員長を除くのであれば、14人中の5人の賛否、極端な話14人のうち3人が挙手すれば、その陳情は本会議に付されるが、賛成が14人中の2人であった場合、扱われないのは非常に良くないと思う。したがって、議会運営委員会の人数を改めるべきで、委員長を含め、8人でできることがあれば、過半数の方々による議会運営を求めていきたいと思う。

議長 今まで陳情に対して決めごとがはっきりしたものはなかった。人数の問題において、趣旨説明に来る陳情については暗黙の了解で全部取り上げようと思つたが、最近は実行されていないので、ここでしっかりとしたものを作りたい。

(「暗黙ではない、申し合わせでは」との声あり)

委員長 人数について、さきほど野地議員の意見もあり、増やすべきではないかと思う。皆さん、そのことについては同意でよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

渡辺 取り立てて反対というわけではないが、多くすれば良くなるものか。形の上では過半数となるが。何となく増やせばよいのか。人数よりもそれぞれの立場の人が出て、決めるというのは原則である。基本的な運営はそれぞれの会派が出てやるというのが原則である。そう考えると14人が全員一人会派になった時、14人の代表が出てきて全部やるのか、人数の論議よりもどういふ代表でやるのかという。増やすことに反対ではないが、考え方として議会運営委員会をどういふ構成でやるかということから出発しないといけなかなと思つた。

小笠原 現実のところ、陳情は共産党系の関連する団体から熱心に出される。二宮町では少数である共産党の先輩たちが、市民の意見なのでしっかり受け止め審議するというルールでやってきた。たとえば、平塚市においては、陳情は、全部机上配付であり、二宮町議会は、丁寧にきちんと審議する。人数を増やすだけではなく、どういふ人ができるのかを吟味するとなると、全員が会派に

所属しなければならないということが他の議会ではある。旗色を鮮明にして示せば、一定のバランスがとれるが、何年も前から、二宮町の議会では一人会派以外が会派を作っていない時に、一定の人数を確保することによって偏った価値観、イデオロギーの方たちだけでない議会運営委員会にするのが現状において最善策であると思う。渡辺氏の意見だと、全体にバランスよくいろいろな価値観のある人を出したいというのであれば、全体を会派制にしないと分かりづらい。

庶務課長 議会運営委員会の人数を8人増やすという案が出た。現実にはうちの議会では会派の結成が低調であるということを見ると、今の議会運営は、各常任委員会から3名ずつ選出し、6人であるが、今度は各委員会を4名ずつ選出して、そこに正副委員長が入って4名、残りは挙手で行うのが一つ考えられる。会派で出すとなると難しい。議会運営委員会に人数を増やすことと、基準を決めるかどうかの2点について問題提起されているのでそれを（議会運営委員会に）投げるのがよろしいかと思う。

添田 両委員会から同じ人数を出すことには意味があって、内容により専門性がある。今までの話を聞いていると、人数だけの話だと陳情を取り上げる、取り上げないについて議論があって、理由がある。人数もそうだが、大磯のようにある程度決めといて、その基準に該当し、取り上げるかどうかを陳情者、町民に説明が無いと分かりにくい。両方やるべきであると思う。

委員長 私が、気になっているのは、大磯町の基準6の「その他の議会の審査になじまないと判断したもの」とあるが、ここに該当してきてしまうと議論が見えない。どのような理由でこの6に当てはまったものがあつたのか無かつたのか、大磯町に聞いてみないといけない。基準を作ったはいいが、ふたを開けてみたら何も変わらないというのはいけない。基準の作り方、実態も合わせて議会運営委員会に投げるのであれば、議会運営委員会で調査していただきたいと思う。

野地 今、その他云々というのがあって、議員必携を見ると、地方議会においては国政全般に係わる陳情や意見書がふさわしくないというコメントが入っている。おそらくそういうことがあって、6に入っているのではないか。

委員長 人数のバランスは、皆さん感じるところは同じだと思う。構成を含めて、常任委員会から4人だとか、その辺も含めて議会運営委員会に投げたいと思う。基準作りについては、他市町の実態を調べていただきながら議会運営委員会に投げたいと思うがよろしいか。

小笠原 確認だが、議会運営委員会の審議する人数が少ないのが問題だと言って人数を増やすべきだと投げるのは良いが、そうしたルールづくりも全て少ない人数の方（議会運営委員会）に任せて、そこで決定したことに従うということか。

委員長 そういうつもりはない。議会運営委員会と共にやっていかなければならな

い。基本条例にも関わっているのでここで話し合っている。議会運営委員会でも取り上げていただき意見交換をする。投げっぱなしにするわけではない。

野地 委員長のおっしゃることはよく分かる。皆さんで議論したいのであれば投げかけの中に人数の提案で、たとえば総務から4人、正副入れるとか、各常任委員会から4人、合計8名でやるとか。次期町議会にすすめていきたいという投げかけにする。二つ目は、どういうものを受ける（審査する）のかという陳情の基準を、申し送りがあるかもしれないが、あらためて見てほしいということ、いつまでに議会運営委員会に投げかけるということを決めたほうが分かりやすいのでは。ここで決めてしまったらいかがか。

委員長 構成についてはどうか。正副委員長プラス常任委員会から2名ずつ出るということでよろしいか。ご意見が無ければそのように投げてしまうのが分かりやすいかと思うが。

（「異議なし」との声あり）

委員長 まずは、議会運営委員会の委員長に伝える。

小笠原 今決めかけたところに提案するのは申し訳ないが、他の議会の議会運営委員会の中に、副議長も入っている。議長は座りながら審議に参加しているが、今、副議長は入っていない。正副議長は議会の中で選ばれて、信任されたかたちでやっている。自分が今副議長だからということではないが、そのメンバーに副議長も入った方が、より議会運営委員会の信頼感が高まる気がする。

委員長 副議長も入るのはどうかという話だが。

野地 議長は議会運営委員会に参加しているが、賛否には加わっていない。第三者的な立場もあると思うが、副議長は賛否に加わるのか、それとも一緒にいるということなのか、それについて教えてほしい。

小笠原 賛否に加わるかたちで。副議長は委員会に所属しており、副議長がいる委員会は正副委員長以外に副議長も入り、残り一人が入ることである。

委員長 皆さまの意見はいかがか。今のご意見で各常任委員会から委員長、副委員長そして2名の中に副議長が入る。議会運営委員会に話をしたいと思う。

③議会図書室について

委員長 議会図書室についてである。基本条例第22条について前回の議員の検証では、議会図書室の必要性について議論が行われ、今後、議会図書室の役割について検証が必要であるとの結論に至ったとのことである。今回の基本条例のワーキンググループでも、議会図書室の必要性について議論が必要とのことだったが、地方自治法第100条第17項から20項にかけて関連の規定が

ある。しかし、ここでは国や県から届く刊行物（官報・公報）を閲覧させるための図書室という意味である。現在、国からの官報は閲覧であって、特に議会宛てに紙媒体が届くものでもない。したがって、当議会の図書室は、図書コーナーと位置付けており、もっぱら本会議の議事録や、各種委員会・全員協議会の記録・資料閲覧場所としているのが現状である。この図書コーナーは、執行者側が利用しているほか、町民から閲覧要求があれば、事務局がコーナーに案内している。そもそも図書室というのは、二宮町には存在しておらず、図書コーナーとして存在している。誰もが見やすい陳列・綴じ方とか、今後も工夫を重ねていくとか、そういう話にしかない。たとえば新庁舎が造られると新たな議論が必要である。現状としては、図書コーナーでしかない。

休憩 14時32分

再開 14時36分

委員長 基本条例においては、第22条に図書資料の充実ということで、議会は議員の調査、研究に必するため図書資料の充実を図ると書いてあるが、図書室、図書コーナーという文言は無い。検証するということになってきたこと自体、意味合いが違っていた。図書室も無いので、基本条例の22条は特に変えるところはないと思う。運用について事務局に見やすいように並べていただき、閉じ方をより工夫していただき、それを続けていただく。条例は変えない。

（「異議なし」との声あり）

渡辺 異議はないが、庁舎の問題が出てきているので、たとえば図書室とは言えなくても、資料室において、議員だけでなく他の人が入ってきて、資料を閲覧することができるように分かりやすくしなければならない。基本条例推進委員の中で、基本条例の精神からしてこういうふうな形にしてほしいとか、するべきとかまとめていくのか、最終的に総務にテーマとして上がっているので、組み入れてもらうのか、それとも、そこは重なるので総務のテーマとして入れてもらって、みんなで意見を出すのか、先々のことがあるので整理したらどうかと思った。

委員長 渡辺委員から意見があったように庁舎が変わってきた場合、図書室だけでなく、いろいろなことを基本条例で考えなければならない。それは改選後になると思うが。課題としては残しておくようかと思う。

渡辺 改選後だと11月になる。基本設計をやると言っている段階だと、そのころに基本構想が出てきてしまう。今日のテーマではないが、別の機会に急いで話し合わなければならない。

委員長 改選後と言ったのは、それを出すのは改選後なるのかどうなのかと 時期があるので、また改めたいと思う。

④議会費

委員長 議会費について、町長・副町長・総務部長・正副議長・議会事務局長の5者で話し合う機会を持ち、予算要望するのが良いのではないかと思う。予算を獲得するには予算内容が議会全体の意思であることが重要である。予算の要求手続きまでを、私たち自身の議会のプロセスを明確にすることも重要であると考えている。5者での場を設けることを要望すると、私たちの要望を、いつ、どのように、各議員から挙げてもらって、議会全体の意思というところまでもっていくのかというふうに思っているがみなさんどうか。議会費を個別で言ってもなかなか難しく、きちんと各議員がスケジュール感をもって提案をとりあげて要望とするかしないか議論して、それが議会全体の要望であれば、議長・副議長が町長、副町長、総務部長、議会事務局の5者で話し合う機会をえるという流れはどうかと。

添田 スケジュール化ということで異議なし。

野地 スケジュール化で異議なし。8月と9月には何をするか町の予算が決まっております、その集計を取って1、2、3というのがあり、それに合わせて動くのは当然である。それは、事務局の仕事の範疇になる。議会としては、それをいつまでに提案するのか、個人の意見も何かあったらいつまでに議会に書面で出すとか、日にちを決めておけば問題なく進む。最終的には議会全員の意見になるようにする必要がある。今の説明では、5者の打合せとのことだが、議長、副議長がなぜ町長、副町長に会って頭を下げてお願いしなければならないのかがよく分からない。議長、副議長がこれだけ必要だからと事務局に話をし、事務局が通常通りの予算申請をすれば良いと思う。議長、副議長が頭を下げることはとんでもないことであるし、そこはやめたほうがよいと思う。

庶務課長 他の町村でやっている事例を参考に見たが、正副議長が頭を下げるというイメージのものではない。例えば、議員の中でこういう予算が欲しいという意思が固まった時に、何月に出すというわけではなく、その話が出た時点で、議会としてはこういう意向をもっているがどうかを町長、副町長に言いに行く。もちろん事務局や予算を所轄している政策総務部長に直接話をしに行く。前にはやったことがあるのが、改選前に廣瀬教授を呼ぶために、予算に計上していなかった講師謝礼予算を掛け合いに行った。議会全体の総意があり、当初予算には無かった講師謝礼を補正で盛ってくれないかと。これは年度の途中であったが、当初予算は9月末までに要望事項をまとめていただきたいが、その間でも（予算要求の）話が出た時には、議会の総意ということで正副議長が話に行くというのはあっても良いと思う。もちろんそれでその予算を向こう（町）が持ってくれるという保障は無い。ただ、それを全部事務局長が担って、執行者に対して主張しきれるかといえれば難しい。直接の話し合いがあれば、それなりに有効かと思われる。

渡辺 形式はこだわらず、ホームページ、議会だよりやいろいろなワークグループがあるので、一回意見交換の場をもって、出すのはどうか。集約の責任者

は、最終的には議長であると思うが。

委員長　　今、細かい話はここでは議論せず、個人でもワーキンググループでもこういうものを予算として取りたいと主張し、集約してもっていくことをスケジュール感を持ってやっていかないといけない。予算に間に合わなかったり、全員の同意ではないとか、なかなか予算は通らないのでそのへんをしっかりと主張してやっていく。

添田　　全く賛成である。我々は、予算の明細のところを一つずつ確認したい。そういう面ではスケジュール化して、議会の意見を集約する。今委員長がおっしゃったのでよろしいかと思う。

委員長　　議会費についてはスケジュールリングしながら進めていけるよう動いていきたい。

⑤自由討議

委員長　　自由討議についてだが、これについてはかなり議論が必要だと思う。

庶務課長　　自由討議は議員間討議という言い方もするが、これについて議員間で認識がかなりバラバラである。改選前の議員は陳情のところで行っている意見交換イコールと捉えていた節がある。実はもっと深いもので、多くの議会では、審議とは別に時間を取って記録を残すような形式で行われている。(自由討議の手法は)発展途上であり、多くは試行錯誤の最中である。その議会の運営のやり方、自分たちの文化に合わせてカスタマイズしている。事例の研究が必要である。自由討議についてこういうものだと認識を統一していきたいと考えている。

添田　　その通りで、和田課長がおっしゃるように、意見交換を意味していた。委員会等での意見交換も一つの考え方である。これもやれば良いのだが、議員間でざっくりばらんに意見交換をし、それを議事録に残すのがより現実的なのかと思う。より議会基本条例の理念に会うのではないかと思う。そこらへんの研究には賛成する。

委員長　　自由討議というと町長提出議案や議員提出議案、補正予算の即決の場合であったり、予算審査の後だったり、いろいろな場面で行ったらよいのではないかということがある。一つずつバラバラに行っていくというのも手であり、委員会に付託されてしまうと、付託審査に入る。最初の初日に議案の説明があった時に、いったんそこで休憩に入り、その後、議員全員で各自問題であろうと思うものを出し合い、このような部分について資料をもっともらおうとか、一回休憩して日にちを改めて、その(議員間討議の)日を作り、付託して委員会で審査するという流れもある。議会日程を3日ぐらい増やさなければならぬという議論になる。ここではどうしても結論は出ないので、例えば、こういう場面でこれが欲しいということをおっしゃってほしい。たとえば補正予算の即決についてだが、即決したくない場合がある。きちんと知

りたいがその時の説明ですぐ表決しなければならない。たとえば初日に補正予算の説明をしてもらう。最終日6月、12月については会期が1週間しか10日しかないので、最終日に表決に持っていけば自由討論ができるのかと。予算決算審査も自由討論をしている間にそこに執行者を置いておくというのは執行者にとって不毛な時間になるかと思うので、予算決算審査が5日間あるが、1日終わり、その日の審査で課題になったところを自由討議の時間を設けて日ごとにやるとか、そういうこともありかと思う。

添田 その通りで、議案が出て議論を先にして付託すれば、後は討論で終わるのかと思ったが質疑がしてからでないと思意見交換できない。そのやり方は質疑が必要であり、質疑した後にそういう時間を設けなければならない。そうすれば討論だけで終わる。

野地 自由討議の議論だが、以前から言われているように、日程を増やしてそういう時間を設けたほうがよい。初日に議案が提案され、極力即決を無くして、翌日以降に付託なのは別であるが、議員間で討議できる場所を作るのは良いと思う。これは日程を増やすという意味合いもあり、議会運営で提案してもんでもらうのも必要である。陳情に対して議員間で意見交換ができるが、町長提出議案については議員間で議論ができない状況にあるので、そこらへんをうまく解消したいと思う。

委員長 他の自治体を見ると、そこでは陳情と同じようにその時間に入れる自治体があった。議員から議長か委員長に手を挙げて、意見交換したり、討議したいということでそこで始まったり、表決する前に始まったりする。その時は、執行者は退出させたり、休憩にしたり、いろいろやり方はある。どういうふうにやるのがベストなのか。やるためにはどうするのか会期を延ばすもあつたが。ある自治体では会期の前の8日間前に内示会をしており、議案の説明をしている。そこからしばらくの間討議が始まり、議会に臨む。必ずしも会期を延ばさなければならなく、いろいろな方法があるのでベストな方法を検討したいと思う。

庶務課長 先ほど委員長とそのような話をして、定例会の開会前の8日間の議案の内示会とあつたが、説明会で、こちらでいう議会全員協議会のようなもので、事前の説明をしていると思う。開会の前に議員間討議を行う。補正予算、即決議案の関係になると、現在の6月や12月の会期だと修正案や議員間討議をやる時間が無い。そこは会期を延ばすことが必要である。提案説明があり、質疑があつてそこで本会議を打ち切る。その翌日に議会全員協議会を開き、議員全員で議案の問題・論点を抽出する。それが終わってから別の日に本会議を再開して、討論から入る。

添田 質問だが、事前審査との関連の中で、議会の会期内以外のところで事前審査にならないようなものができるのか。

庶務課長 議員間討議自体が議案審査過程の中に入っていない。常任委員会に付託するのに、問題になるのは付託先の議員しか審査に加われないこと。いくら良

い意見を言っても、傍聴議員として言うのであれば何も残らない。それを解消するために議員全員で問題点を抽出する作業が必要である。審査と別の過程だと考えたほうが良い。審査とは別の過程なので執行者は入らない。あくまでも執行者は審議の過程の中にしかいない。提案理由の説明と質疑、討論、表決のところにはしかいない。それ以外の議員全員で問題を議論するのは議員間討議の場で行う。

添田 それを行った場合、議案について理解を深めるのではなく、陳情でも良いのだが、議案に対しての意見交換になる。それは審査に相当するのではないか。そう考えると事前審査の言葉の意味が分からないから何とも言えないが、それとの関連性を明確にしたほうが良いのでは。

委員長 議員間討議についての皆さんのイメージがある。意見交換というようなイメージ。議員間討議で調べると、各委員から来たものに対してこれが課題であると、整理して、集約する。最終的に集約できない場合もあるがそれは仕方がない。例えばこれが課題だと、議会が考えている課題として持っていくのが議員間討議であるという認識を皆さんで合わせなければならない。

添田 自由討議という目的は、採決で賛成反対ではなく、討論議論をして合意に導く方法がベストである。そのための自由討議である。今、言ったことだと目的は違うのではないか。

 議会というのは議論を尽くしてみんなが賛成で同じ意見とすることが理想である。それが本来の自由討議の目的となっている。今の話だと目的とずれていて、討論する前段階のところで行ってしまうというかたちになる。

委員長 全くずれているとは思えない。言っていることは同じで、添田議員が言う議員全体が同じ意見ということだが、それが反対かもしれない。反対になるときは、皆で課題を出し合い、これが課題だとやらなければならない。合議制を取るための段階としての自由討議ということであって、あまり矛盾が無いような気がする。

野地 自由討議ということだが、一つの議案に対して皆さんがどう思っているのかを知りたい。賛成反対ではなく、例えば、ここが、少し疑問があるとなって、A議員に聞いたら確かに疑問であり、気付かなかったと。私は気付かなかったので、これはどういうことだろうと、ここは町に確認に行こうということになった。私はこの1点しかみていなかったが、確かにそういうこともあるとなって賛成してしまったら、どうなるんだろうと。気付かなかったけど、他の方の意見を聞いたらそうだと分かった上で賛否を決めたい。その前の情報として皆さんの意見を聞きたい。そういうような自由討議にしたい。必要とあれば資料を求めるというイメージを持っていた。添田議員が違うのではと言ったのは前段階で、一つの方向性を決めてしまおうというような感じに聞こえた。密室の中で賛成しようというふうに。そこに添田氏がひっかかったのではないかと思ったが、私は、そんなことを一切思っていない。

委員長 そのようなつもりはなく、野地議員のように他の議員の意見を聞いて気づ

きをえたい。資料が欲しいとかもっと調査したいとか。自由討議というといろんなイメージが出てきてしまうので、まずそこを共有しなければいけない。意見交換止まりなのか、そうでないのか。

議長 先日、議会全員協議会で行った一石議員の厚生年金話だが、ああいうイメージでみんなが考えたことをどんどん出してもらって議論するのがよろしいのではないかと思う。

庶務課長 今、議長もおっしゃったが、議員間討議というのは議員提出議案と陳情に適用する話だった。だが、全国的に見れば町長提出議案でも議員間討議を採用してみようという動きが出ている。事前審査にならないのかということだったが、県の議長会で聞いたが、審査審議の過程というのは質疑討論採決である。審査の過程には議員間討議が入っていない。だから、事前審査という言葉は当たらない。

渡辺 課長の話は納得のいくところではある。陳情、議員提出議案、町長提出議案は出発点が違う。議員間討議というのは、本来議員としてやらなければならないことに下駄を預けるということにならないかと心配である。気付きもあるが執行者から出てきた提案に対して、それぞれの立場で調べなければならない。そういう意味で個々の議員の立場ができた後、質疑の中で違う立場から見たらこうなんだと汲み取れるわけである。自由討議の対象について、もう少し絞ったり、考え方を整理したほうがよいのかという印象を受けた。

添田 整理したい。議案を理解することが事前の討議になってしまっている。自由討議は、それをふまえて合議に導くものである。当然そこまでの整理をしなければならない。議案に対しての理解を今までみたいではなくもっときちんとしなければならない。最後の合議に導くための議論の仕方は、また別の議論である。ここで言っている自由討議は後者の方である。みんなが理解した上で質疑をし、例えば渡辺議員を説得するために討論するのだが、その前に意見交換をしながら、本当は討論までしなくても意見交換の中で合議制が導かれるかもしれない。そういう意味をここでは言っている。最後は仕方がないから討論になってしまう。そうしたら賛成反対になる。その自由討議は、そこまでの意見交換を指していると思う。今まで皆さん前向きな話をしているが、プロセスを整理して、議案を理解するためのプロセス、そこから意見交換をして結論に至るまでのプロセスというふうに分けて、それを整理してまとめて議論をしたほうが良い。みんな思っているところが違うので話がまとまらないと思う。

委員長 その通りである。思っていることも違うし、たとえば、議員提出議案についてだが、この前、議会全員協議会で行った年金のように続けられればよいと思う。議員提出議案があったら、議会全員協議会の場で議論をすれば、皆さんに公開できる。あれが、自由討議なのか意見交換なのかは分からないが。

添田 あれは、議案を出すべきかどうかで議論ができた。その内容の良し悪しで議論したものではなく、賛成か反対かの議論ではなかった。

休憩 15時10分

再開 15時11分

添田 町長提出議案、補正予算について同レベルの理解をするプロセスが必要である。それに基づいた質疑がある。その後に必要なのが自由に意見交換する場である。そのプロセスをどのように委員会であり、本会議のどこに持っていくのか。それは、委員会や本会議でやるわけでもなくて、離れたところでやって、それを議事録に残すということが和田課長の案である。それをどのような手順でやるのか、できるのかを決めれば良いのではないか。

渡辺 一つはテーマが値するのか、テーマによっては常任委員会の制度にも直結しそうな気がする。テーマをどういうふうにするかが。

委員長 自由討議という言葉を使うと、皆さんの認識が違うかもしれない。議員で話し合う時間をどこでとるのかによっては、内容も違ってくる。もしかしたら、両方取ったほうが良いのかもしれない。そのタイミングと内容については議論が必要である。今のは、町長提出議案をイメージしていると思うが、他にも議員提出議案があったり、予算決算審査があったりするものでこれもまた別に考える必要がある。今日は課題としていろんなところを整理し、話し合わなければいけないことが分かったので引き続きやらなければならない。今日は自由討議についてはその程度の話で、最後まとめず結論は出さない。

⑥政策提言書・決議書・予算決算審査意見の位置付け

委員長 これら提言書、決議書などについては、議会の総意であることが理想であるが、なかなか町(行政)側からも町民からも過程が見えにくい。例えば予算 決算審査意見というのは、何日もかけて審査をしているので、こうした審査意見が出てくるであろうというのが町側も見えるし、傍聴していただければ町民からも見えるが、決議書や政策提言書はそうなりにくいというか、しっかり見えるようにしなければ(外部から)分かりにくい。町としてもこれらのどれを重視すべきなのか理解しづらく、混乱しているということがある。これについては、政策提言にしても決議書にしても私たちがもっと外にPRするなり、町民意見を聴くとか、こういう場で何度も議論するとか見える化をすることかなと考えているが、これについて意見はあるか。

野地 私だけだろうか。政策提言書とは。決議書とは。予算決算審査意見とは。私は分かっていないというのが現状である。現議員もしくは次期議員に対してこれはこういうことだよと文書で見えるように、もしくは勉強会の中で、あるいは全協の中でまとめたものを出せるようにすべきでは。

委員長 一度、きちんと認識するということか。

野地 そうである。

委員長 例えば最近の例としてはどのようなものがあるか。

庶務課長 政策提言書は、(当議会では) 常任委員会で区切りとして町に出しているもの、決議書はプール再開についてあったが、町に対する意見書ということである。町に対しては意見書という形式を取れないので、決議書としている。予算決算審査意見は、審査をして、委員長報告に付随する意見であり、審査ではこんな意見が出ましたよというレベルのもの。他の議会では、こうした意見を付帯決議としてそれ単独で議決しているところもある。そうすると重みはそれなりに出てくるが、うちの場合は付随意見ということで、付帯決議と比べればそれほど重いというわけではない。

(「じゃどれが一番重いということになるのか」との声あり)
それが曖昧なので問題だということである。執行者から見れば、審査意見が一番重い。というのが審査の過程が見えるから。

委員長 他の決議書や提言書についても議論をしっかりしているのを見れば、例えば 14 人中 14 人が賛成であれば、これは重いと見ざるを得ないということになる。

添田 この場で何を決めようとしているのか。位置付けなのか。
(「優先順位だろう」との声あり)

委員長 優先順位というか、私たちがそれぞれの内容をもう一回理解して、提言書や決議書はこういうものだということを認識する必要がある。

添田 定義ということなのか。

庶務課長 外部から見たときに、それぞれの重みがよく分からない、理解しにくい。普通に考えたら決議書が一番重い。ところが、プール(議員提案)のときも全協を開いてやれば良かったのだが、決議書文を仕上げていく過程が全然記録に残らないような打合せ会議で行われたと。なので出てきたときに唐突感が執行者からも町民からもある。重みが付かないというか。そういうところを考えないと、という問題提起である。

委員長 私たちの意思をきちんと持って、こういうものだという認識を持って、(過程を) 見えるようにしていこうということである。これはうまくまとめて報告していきたいと思う。

⑦委員長報告のあり方

委員長 この件についてはこれまでもけっこう言われてきているところである。

渡辺 この問題の認識というのは、付託された委員会の論議を明確に伝えるということと、委員会の審査が長くなればなるほど、深くなればなるほど、非常に長くなって、全貌を理解するのが難しくなるということ、そのような認識でよろしいか。

野地 本会議における報告は、細切れ状態になる。本来であれば委員会も傍聴したり、テレビ放映は無いのであるが、私たちにとっては継続性はあるが、町民にとっては継続性が無い。補足説明があり、と言った場合に、何についての補足説明なのかと必ず思うはずである。話した言葉を羅列して行って、「だから何」というのを自分にはずっとあった。確かに一番大事な説明はしゃべった言葉を全く同じようにしゃべるのが一番良い、同じ時間をかけて。私が思っているのは、要するに報告なので、5W1Hが必要だと思っている。こういう意見、こういう討論があったということを知りたいだろうと。あのような報告を聞いていても町民からは全体が分かりづらいなど。それを何とか変えていきたいという思いを持っている。それは全議員に諮らなければ、やり方を変えてはいけないと言われていたので…。

(「誰が言ったのか」との声あり)

委員長 私もやり方を認識していなかったが、逆に今のやり方が確固たるものだったのか。どのような決まりなのか。

野地 決まりの文章を見たことは無いが、委員長報告のやり方を変えましょうねと、教育福祉の前田委員長と話していて、勝手には変えられないと言われたので、踏襲しているだけである。

(「議運に案を出したことがある」との声あり)

前田 私と野地委員長、つまり両常任委員長で話合いをして、案を作って議運に出した。議運の委員長からは、これは議運にかける問題ではなく、議員全員で話合いをする問題だと言われている。今の委員長報告のやり方も、皆で話し合っていて決めているとのことだった。

委員長 その形式というのが、例えば発言を羅列するという決まりなのか。今は何々委員が発言して執行者の答えがこうだという会話になっている。そういう形式を変えられないということなのか。

前田 各委員間の討議とか意見交換は、執行者に対する質疑、答弁を簡略化して順序立てて報告すると。討論があれば討論についても報告し、最終的に採決の結果を報告する、それがこの議会の取り決めであると、議運の委員長に言われている。

小笠原 だから委員会のやりとりを大まかに、主だったものをお伝えする必要があるわけで、繰り返し言ってることは省略すべきだと思うし、ただ、この意見とあの意見でどちらが重いとか、迷ったりすると結局両方載せたりした方が無難だなとか。何で私の言った意見を報告に入れてくれないのかとか、面倒くさいなと思えばついつい長くなってしまいう現状があるだけであって、委員長の判断でどんなに簡略化しても、筋が通っていれば何ら問題は無いと。

野地 そういった意味で、誰々が参加のもとと報告したときに、全体意見としてまとめて、こういった意見があつて7対3で賛成ということであるが、まず報告だから結論を先に言うべきではないかと。賛成多数というのでも良いの

だろうが、やはり 5 対 2 とか、数まで報告すべきなのではないかと。

(「別にそうやってもいいんじゃないの」との声あり)

ただし、そういったことも全体の了承を得ないとダメよと言われていて、そういう認識を前田委員長も私も持っている。これでいいよと言われてればやるということ。

小笠原 お二人とも委員長をやられていて長くないので、前のやり方でやっているが、これじゃどうなんだろうということだと思う。私が議員になりたての頃が、委員長報告はほとんど職員が作っていた。だからものすごく簡単なものだった。議会の歴史があって、こだわる委員長がいたりして、もっと質疑の部分を細かく報告したいとかで、このようになってきた。これは今、事実を申し上げているだけで、だからどうだというのは、この先全体で合意を取っておいた方が、委員長はやりやすいと思う。

議長 委員長が、委員長報告の案を出して、全協で皆さんに出してこれでよろしいですかということでしたら承してもらえれば、次回からそのようにすれば良いのでは。

委員長 もちろん改善するのは良いことなので、より分かりやすくなるように、一度全協で提案し、より良い委員長報告ができるようにしていきましょう。

3. シェアにのみや（10月開催）について

委員長 すでに 10 月 20 日に行うことは以前の推進委員会で決定している。調べたところ、ラディアンは芸能大会で全館ダメということで、現実的なのは町民センターかなと考えている。2A クラブ室が広くて椅子とテーブルでということでは現実的だが、午前午後のどちらかで決定したいが。

休憩 15 時 34 分

再開 15 時 35 分

委員長 午前午後どちらがよろしいか。

小笠原 午前中にやった方が、町民の方々もどちらかお出かけになる場合に、午後だと出かけられない。先日も(シェアにのみやを)2日間やらせていただいたが、参加者が少ないということはなく、むしろ高齢者などは午前の方が出やすいのではないかと。若い人は午後がいいのではないかとというのがあがるが、大卒、午前の方が、二宮の人口構成から言って午前の方が良いのではないかとと思う。

(「異議なし」との声あり)

委員長 異議なしとの声があったので、10月20日午前開催と決定する。

本日の議題はこれで終了だが、2番目の条例検証については、条文のこの部分という形で話し合った部分もあれば、そこから派生した色々な部分の議

論もあった。そのへんは整理しながら、文章にして次につなげられるようなものを作らなければならない。これはたたき台を作らせていただいて、皆さんにご確認いただくという流れにしたい。

閉会時間 15時38分